

令和6年度補正
「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金」

DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業
ディマンドレスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業

公募要領

初版

2025年3月27日

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、SIIという。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」及びSIIが定める「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギー資源導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することができます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行ふこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、補助対象設備に係る契約等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。（補助事業の実施体制が何重であっても同様）
- ⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することができます。
※処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいいます。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することができます。

SII

SIIが執行をする令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業は、「業務産業用蓄電システム導入支援事業」、「ディマンドリスponsの拡大に向けたIoT化推進事業」及び「再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業」の3つの事業から成り立つ補助金です。本公司要領は3つの事業のうち、「ディマンドリスponsの拡大に向けたIoT化推進事業」の公募要領です。

令和6年度補正 「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース 導入支援等事業費補助金」

DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業

**業務産業用
蓄電システム
導入支援事業**

**ディマンドリスponsの
拡大に向けたIoT化
推進事業**

**再生可能エネルギー
電源併設型蓄電シス
テム導入支援事業**



本紙で説明

補助金の申請を検討する際に、どの補助事業が自身の事業に当てはまる事業であるか、ご確認いただいた上で、公募要領をご確認ください。

事業名	補助対象設備	補助率	事業の特徴
① 業務産業用蓄電システム導入支援事業	蓄電システム	1/3 以内	高圧以上の需要側に業務産業用蓄電システムを設置し、ディマンドリスponsに活用する事業
② ディマンドリスponsの拡大に向けたIoT化推進事業	IoT化設備	1/2 以内	需要家が既に所有するリソースをディマンドリスpons対応可能とするためにIoT化する事業 ※①を活用して設置する蓄電システムのIoT化も対象
③ 再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業	蓄電システム	1/2 又は 1/3 以内	発電事業者が再エネ電源に新たに蓄電システムを併設し、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する事業

目 次

1. 事業概要	5～11
用語の解説	5
1-1 事業の目的	6
1-2 事業名称	6
1-3 事業規模	6
1-4 事業スキーム	6
1-5 補助対象となる事業	7
1-6 補助対象事業者	7
1-7 補助対象設備	8
1-8 補助対象経費	8
1-9 申請単位	9
1-10 補助率・補助上限額	9
1-11 補助事業期間	9
1-12 公募期間	9
IoT化の例	10
IoT化関連機器の補助対象範囲	11
2. DRアグリゲーター	13～16
2-1 DRアグリゲーターの位置付け	13
2-2 DRアグリゲーターの要件	13
2-3 DRアグリゲーターの役割	14
2-4 DR契約について	14
2-5 本事業におけるDRの流れ	15
2-6 DRアグリゲーターの登録	16
2-7 申請方法	16
2-8 添付書類	16
3. 交付申請	18～20
3-1 申請期間	18
3-2 申請の流れ	18
3-3 提出書類一覧	19
3-4 三者見積について	20
3-5 問い合わせ	20
4. 事業の実施	22～26
4-1 審査及び交付の決定について	22
4-2 採択結果の公表について	22
4-3 採択事業者への連絡について	22
4-4 補助事業の開始について	22
4-5 補助事業の計画変更について	23
4-6 中間検査（三者見積検査）	23
4-7 補助事業の完了について	23
4-8 実績報告及び額の確定について	24
4-9 補助金の支払いについて	24
4-10 取得財産等の管理等について	24
4-11 罰則・加算金等について	24
4-12 暴力団排除について	25
補足① リース等の利用について	26
補足② 利益等排除について	26
5. 個人情報の取扱いについて	28～29

1.事業概要

用語の解説

本事業、本公募要領における用語は、以下に掲げるとおりとする。

- IoT化関連機器
 - IoTとは「Internet of Things」の略であり、モノをインターネットに繋ぐための機器。
- デイマンドリスポンス（DR）
 - 電力の需要量と供給量を合わせる手法の1つで、上げDRと下げDRの二つの種類がある。本公募要領では「DR」と表記する。
- 上げDR
 - 電気の需要量を増やすDRで、例えば再生可能エネルギーの供給が過剰となり、電力の供給が過多になってしまふ時にIoT化したリソースを遠隔で制御又は制御指示を送り需要家が応えることで需要を創出するDR。
- 下げDR
 - 電気の需要量を減らすDRで、例えば電力の需給ひつ迫時等に無理のない範囲でIoT化したリソースを遠隔で制御又は制御指示を送り需要家が応えることで需要を抑制するDR。
- リソース
 - 需要家側に接続されている発電設備、蓄電設備又は需要設備。
- DRアグリゲーター
 - 本事業を通じてIoT化するリソースを活用し、電力需給ひつ迫時や再エネ出力制御にあわせて需要家が所有しているリソースに対してDRを行う事業者。
- 需要家
 - 小売電気事業者と電気契約等を締結し、電力を使用する者。本事業では所有しているリソースを補助金を受けてIoT化する高圧以上（契約電力が50～2,000kW以上）の法人（個人事業主含む。）。
- DR契約
 - 需給ひつ迫時や再エネ出力制御対策で貢献することを目的として、本事業を通じてリソースをIoT化した需要家とDRアグリゲーターが締結する契約又は同意であり、その内容に上げDRと下げDRの実施を含むもの。

1-1. 事業の目的

2050年のカーボンニュートラル、2040年のエネルギーミックス達成に向けては、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入・活用が必要不可欠である。2040年の電源構成は再エネ比率が4割～5割程度と設定されており、より一層の再エネ電源導入促進の観点から、需要家側に設置されている分散型エネルギー資源を活用したディマンドリスポンス（DR）の普及拡大が求められている。こういったDRの担い手として、アグリゲーターの活躍が期待されている。

このような状況を踏まえ、本事業では、まだDRに活用されていない既存リソースのIoT化を支援し、アグリゲーターが外部から遠隔監視・制御等が行えるようにすることで、電力需給ひつ迫時だけでなく再エネ出力制御対策にも活用し、電力の安定供給及び再エネ設備の更なる導入加速に貢献する。

1-2. 事業名称

令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギー資源導入支援等事業費補助金」
DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業
ディマンドリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業（DR対応IoT化）

1-3. 事業規模

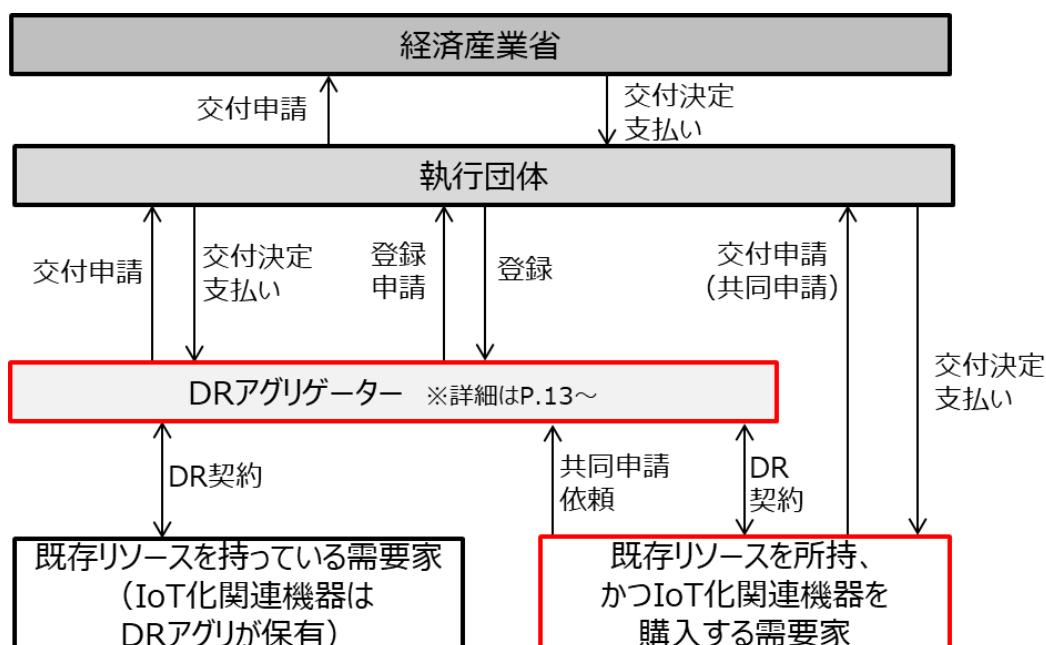
「業務産業用蓄電システム導入支援事業」、「ディマンドリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業」及び「再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業」の合計40.99億円の内、8.75億円程度※。

※ 各事業の執行状況によっては、事業間で予算の流用を行う場合がある。

※ 記載の金額は執行団体の事務費用を含む。

1-4. 事業スキーム

以下に示す通り、本事業においてIoT化する既存リソースを所有する需要家とDRアグリゲーターはDR契約を締結し、IoT化する既存リソースをDRに活用することを必須とする。DRアグリゲーターは登録制とし、SIIに登録された事業者のみが本事業内でDRアグリゲーターとなる。



1-5. 補助対象となる事業

日本国内において、DRに活用可能な既存のリソースをIoT化するための機器を新規で導入し、需要家とDRアグリゲーターの間でDR契約を締結し、IoT化したリソースをDRに活用する事業を補助対象事業（以下「補助事業」という。）とする。

※設備の具体的な要件はP.8【1-7.補助対象設備】を参照

1-6. 補助対象事業者

下記①～⑦の要件をすべて満たす事業者を、補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。

② 補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること。

※ リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者と設備の使用者が共同で申請すること。通常のリース以外又はTPOモデル等での申請をする場合は事前にSIIに確認すること。

③ 補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

④ 需要家所有の既存のリソースをIoT化し、DR契約をDRアグリゲーターと需要家間で締結ができる者であること。契約期間は少なくとも2027年3月31日まで（以下「DR対応期間」という。）継続すること。

※ DR契約については、P.14【2-4.DR契約について】を参照。

※ リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者はDRアグリゲーターと需要家間で補助対象設備を活用したDR契約が締結されることに同意できる者であること。

⑤ ④の実施状況等についての報告を国又はSIIが求めた際、DR対応期間中の実施状況をDRアグリゲーターが報告を行うことに同意できる者であること。また、DR対応期間終了後であっても、補助対象設備の処分制限期間中は善良なる管理者の注意をもって設備の維持、管理をし、補助対象設備の活用状況についてSIIから求めがあった場合や、活用状況に変更（売却や廃棄を含む）が必要な場合は事前にSIIに連絡をできる者であること。

⑥ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。

⑦ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。

1-7. 補助対象設備

高圧以上の需要家側に設置されている既存のリソース（蓄電池、空調設備、自家発電設備、生産設備等）をDR対応可能とするための通信設備、センサー、EMS等のIoT化関連機器を補助対象設備とする。

※ 原則、申請時点で設置されているリソースをIoT化する設備を補助対象とするが、業務産業用蓄電システム導入支援事業の申請と同時に申請を行う場合のみ、設置予定の業務産業用蓄電システムをIoT化する設備も補助対象とする。

※ 設備のリプレイスに合わせてDR対応する場合でも対象とする。

1-8. 補助対象経費

補助対象経費は、下記のとおりとする。

● IoT化関連機器

下記①～③を補助対象経費とする。

①設計費：補助事業の実施に必要な実施設計に要する必要最低限の経費
※ 基本設計費は補助対象外とする。

②設備費：リソースをDR対応可能とするための必要最低限の設備
(通信機器、センサー、EMS等)

③工事費：IoT化関連機器を設置するのに必要最低限の工事費・据付費

※ 補助対象経費及び補助対象外経費の留意点

- 交付申請時の事業計画から変更があり、DR対応不可な機器構成に変更する場合の既存リソースのIoT化に係る費用は補助対象外とする。
- 補助対象設備が、合理的な構成であるかどうかについて、SIIは確認を求める場合がある。また、その確認において、当該補助事業に要する経費として申請を行っていない内容についても、SIIが開示を求めた場合には、開示すること。
- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。
その場合、次の算式を明記すること。

【補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額】

- 金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することが可能。
- 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。（P.26参照）
- 事業完了時点で使用する予定のない設備、予備品及びそれらに必要な工事は対象外とする。
- その他、SIIが対象経費として認められないと判断した経費は、補助対象外とする。

【他の国庫補助金等との重複】

本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。

- ・税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に確認すること。
- ・本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかにSIIに連絡すること。
- ・地方自治体が実施する補助金や助成金との併用については、当該地方自治体に確認すること。

1 - 9. 申請単位

1 申請あたりの申請単位：受電点単位

※同一受電点内での申請を分ける必要がある場合、事前にSIIに相談すること

1 - 10. 補助率・補助上限額

補助率及び補助上限額は、下記のとおりとする。

区分	補助率	補助上限額 (1申請あたり)
IoT化 関連機器	設備費・工事費・設計費 1/2以内	2,500万円

1 - 11. 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記のとおりとする。

・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日（交付決定日）以降とする。

- ※ 交付決定前にIoT化に係る発注・契約を行った場合は補助対象外
- ※ 交付決定前に着手可能／着手不可の行為については、P.19参照
- ※ 原則として第三者見積又は競争入札によって、相手先を決定すること
第三者見積又は競争入札は交付決定前の実施・提出も可とする
発注を行う前にSIIは第三者見積の検査を行う
第三者見積についてはP.20参照

・補助事業完了日

補助事業の完了日は、下記①～④を全て完了させた日とする。

- ①DRアグリゲーター／需要家間のDR契約締結完了
- ②DRアグリゲーター／リソース間の通信試験の完了
- ③補助対象設備の設置及び検収完了
- ④申請者（補助事業者）による補助対象経費の全額支出完了

※補助事業完了日の最終期限は2026年1月14日（水）とする

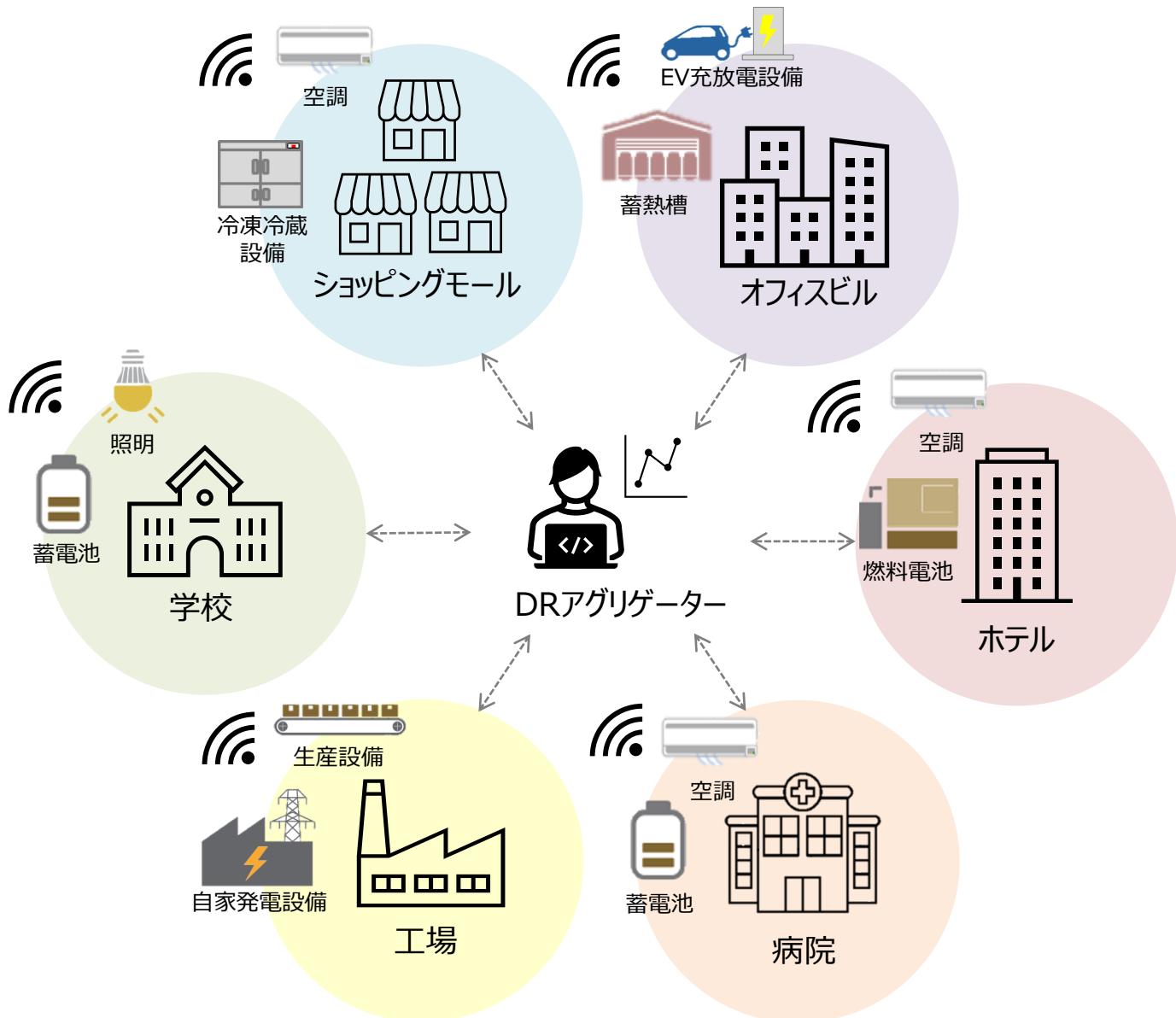
1 - 12. 公募期間

公募期間：2025年3月27日（木）～ 2025年12月5日（金）

交付決定日：隨時 ※交付申請受付からおおよそ2～4週間程度の審査期間を予定

IoT化の例

以下にIoT化可能な場所とリソースの例を示す。

**■ IoT化可能な場所**

オフィスビル、ホテル、病院、工場、学校、ショッピングモール など

■ IoT化可能なリソース

蓄熱槽、燃料電池、空調設備、生産設備、自家発電設備、照明、蓄電池、EV充放電設備
業務用冷凍冷蔵設備 など

IoT化関連機器の補助対象範囲（接続構成図）

以下に補助対象範囲の例を示す。

公募要領P.8に記載の【1-7 補助対象設備】及び【1-8 補助対象経費】と併せて確認すること。

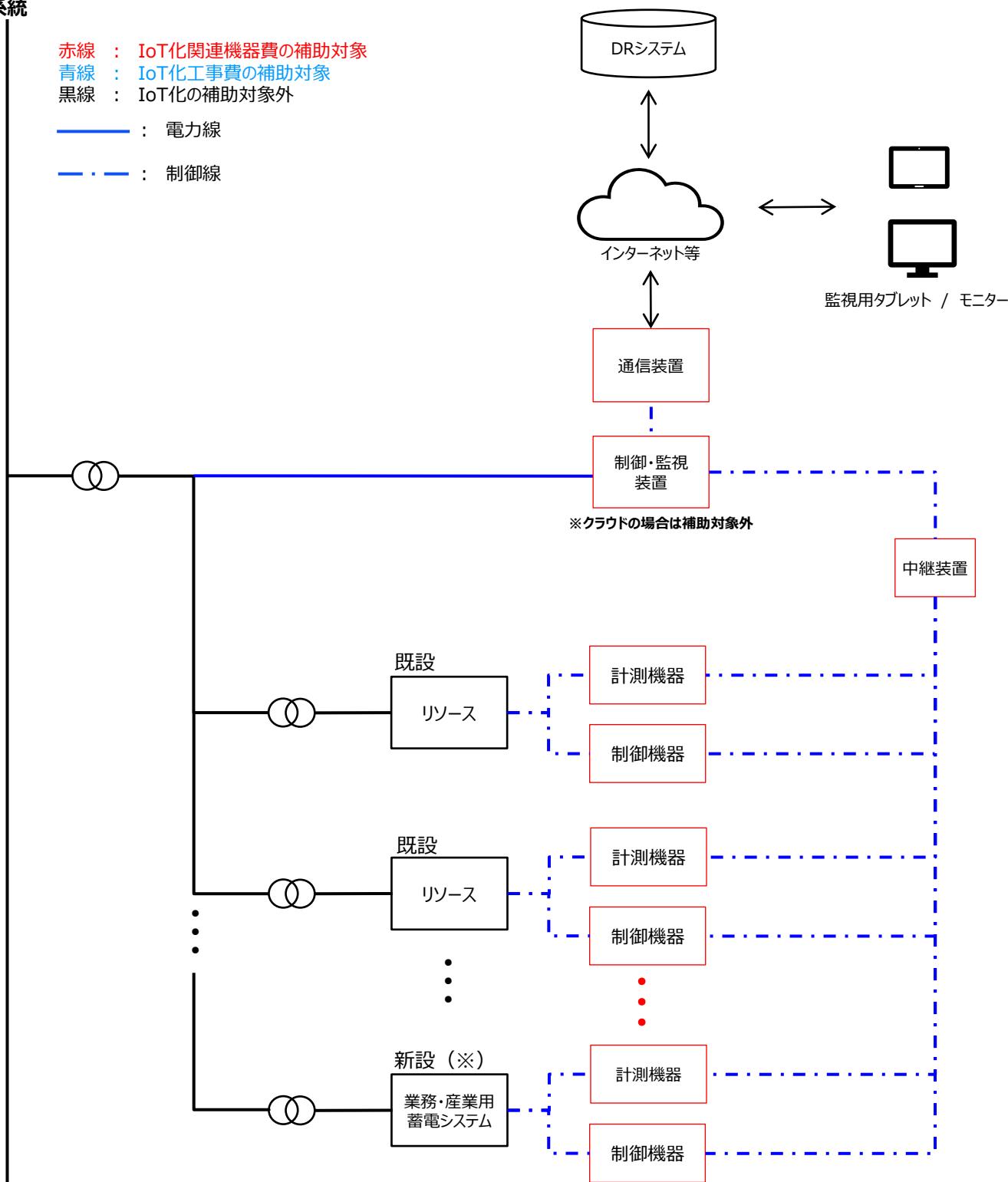
系統

赤線 : IoT化関連機器費の補助対象
青線 : IoT化工事費の補助対象

黒線 : IoT化の補助対象外

——— : 電力線

- - - - : 制御線



※業務・産業用蓄電システム導入支援事業にて導入する業務・産業用蓄電システムのIoT化に限り新設であっても補助対象とする。

※ 補助対象範囲について不明な点がある場合はSIIに問い合わせをすること。

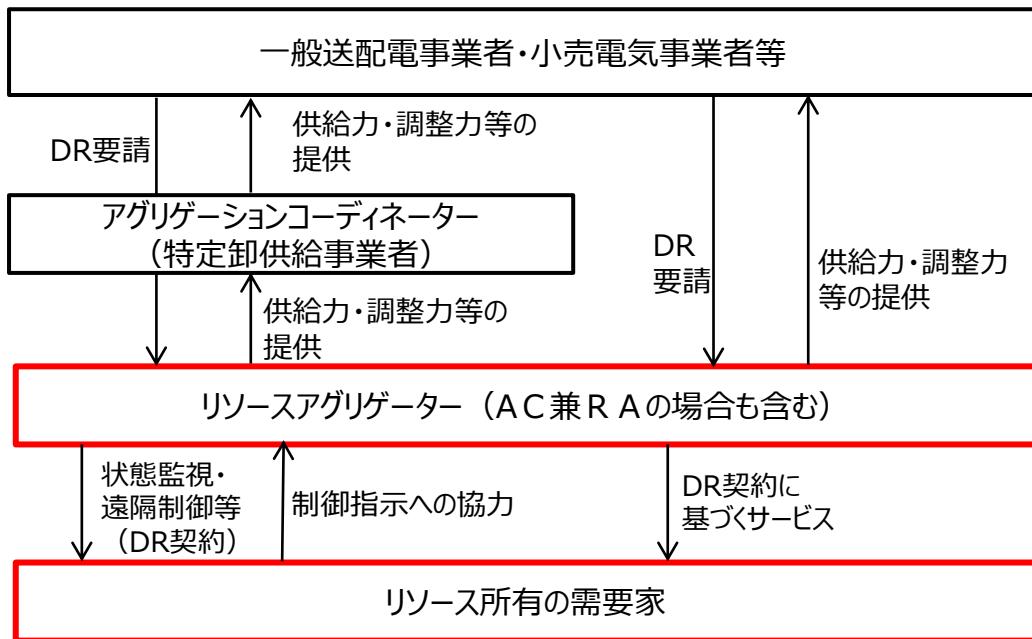
2. DRアグリゲーター

2-1. DRアグリゲーターの位置付け

本事業におけるDRアグリゲーターとは、本事業を通じてIoT化するリソースを活用し、電力需給ひつ迫時や再エネ出力制御にあわせて需要家が所有しているリソースに対してDRを行う事業者である。

※ DRアグリゲーターは本事業においてのみ使用される文言であり、電気事業法における特定卸供給事業者とは異なる。

【参考】 DRの実施体制イメージ



※赤枠が本事業にて、登録対象となるDRアグリゲーター及びDRアグリゲーターとDR契約を締結する需要家

2-2. DRアグリゲーターの要件

下記①～⑥の要件をすべて満たす事業者を、DRアグリゲーターとして、SIIは登録及び公表をする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 補助事業者の事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ③ IoT化によって、需要家所有のリソースの状態を監視し、遠隔制御・制御指示等することが可能な者であること。
- ④ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、ERABサイバーセキュリティガイドライン、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。
- ⑥ その他、次ページに記載するDRアグリゲーターの役割を全て責任をもって遂行できる者であること。

2-3. DRアグリゲーターの役割

本事業でのDRアグリゲーターの役割は下記の表のとおりとする。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	SIIへDRアグリゲーター登録を行うこと 登録内容に変更が生じた場合は速やかにSIIへ報告をすること
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成するDRアグリゲーター一覧に必要な情報を提供すること（制御等に必要なIoT化関連機器、連絡先 等）
3	問い合わせへの対応	補助対象となる設備の導入を検討する需要家からの問い合わせに対応すること
4	IoT化支援	SIIより交付決定を受けた事業に対して、導入設備の設置及びDRを行うための設定を支援すること
5	DR契約の締結	本事業でIoT化したリソースをDR制御対象として使用するためのDR契約（対象リソースの制御に関する契約）を締結すること。DR契約はDRの対象リソースが確認できる内容の契約であること
6	DRの実施	DR報告期間中はP.15 2-5で定められたDRを行うこと。制御指示を行う際は、指示を行った証跡として電磁的記録を残すこと DRを行うにあたって必要な認証等については、DRアグリゲーターが責任をもって確認をすること
7	DRの状況報告	P.15 2-5で定められた実施状況の報告及びデータ取得期間のデータ提出を国又はSIIから求められた場合はSIIが指定するデータを提出すること
8	確定検査への対応	SIIは必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。DRアグリゲーターは補助事業者への連絡や現地確認に必要な調整等、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと
9	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること

2-4. DR契約について

本事業におけるDR契約とは、本事業を通じて導入したIoT化関連機器を活用して、高圧以上の需要家側に設置してあるリソースの監視/制御を行い、電力需給のコントロールを行うものであり、下げDRと上げDRを行うことを契約対象に含み、契約期間は少なくとも事業完了後～2027年3月31日までとすること。

2-5. 本事業におけるDRの流れ

DRアグリゲーターは本事業にてDR契約を締結した需要家がIoT化したリソースを、DR対応期間中は以下の①～③の時にはやむを得ない場合を除き、DR要請又は遠隔制御を行い、国又はSIIから実施状況の報告を求められた場合には実施状況を報告すること。

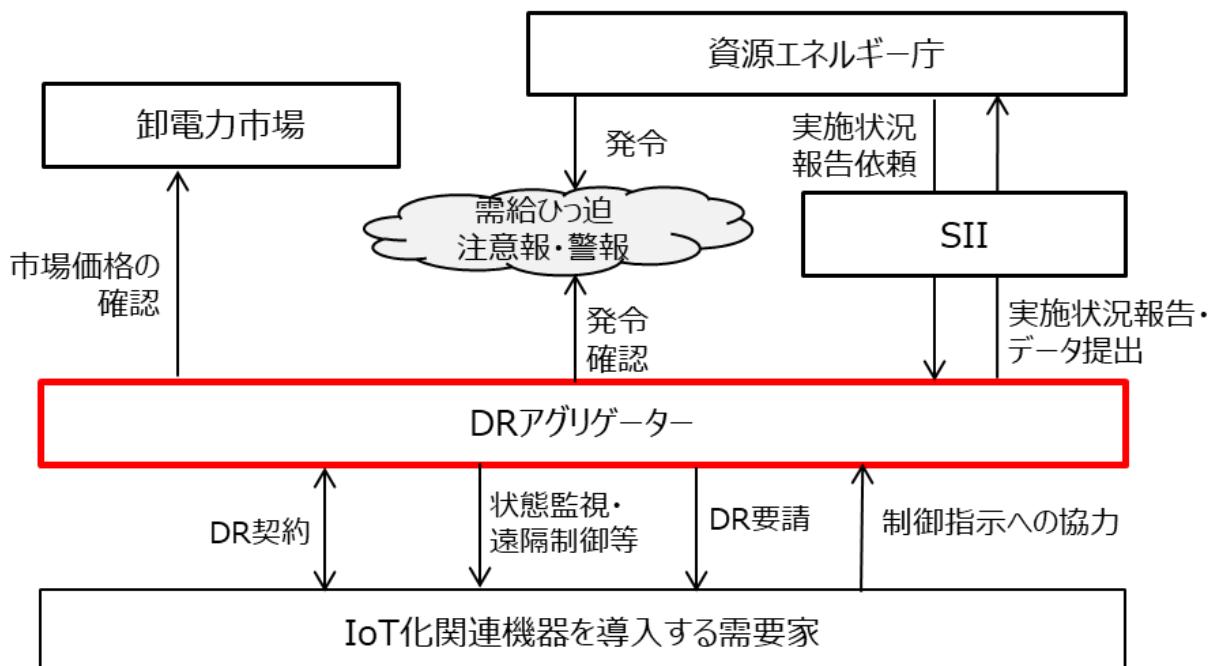
- ① 需給ひつ迫注意報発令時
 - ② 需給ひつ迫警報発令時
 - ③ 国からの節電要請
- ※節電要請期間中のDRは任意とする。

また、①～③の実施状況報告とは別に再エネ出力制御が見込まれる以下の【データ取得期間】はSIIが別途指定するデータを取得し、国又はSIIから求められた場合はデータを提出すること。

※データ取得期間は、補助事業者とのDR契約開始以降とする。

- 【データ取得期間】**
- ・2025年10月23日（木）0:00～2025年11月12日（水）24:00
 - ・2026年4月23日（木）0:00～2026年5月13日（水）24:00
 - ・2026年10月22日（木）0:00～2026年11月11日（水）24:00

本事業のDR契約に基づくDRイメージ（例）



※実施状況報告の内容については、別途採択を受けたDRアグリゲーターにSIIから伝えることとする。

※DR対応期間中にDR契約の継続が困難となった場合は、早急にSIIに相談すること。

2-6. DRアグリゲーターの登録

本事業に参加するDRアグリゲーターは、jGrantsを使用してSIIへ登録申請を行うこと。SIIは登録申請を受け、審査を行った後、DRアグリゲーターの登録及び公表を行う。

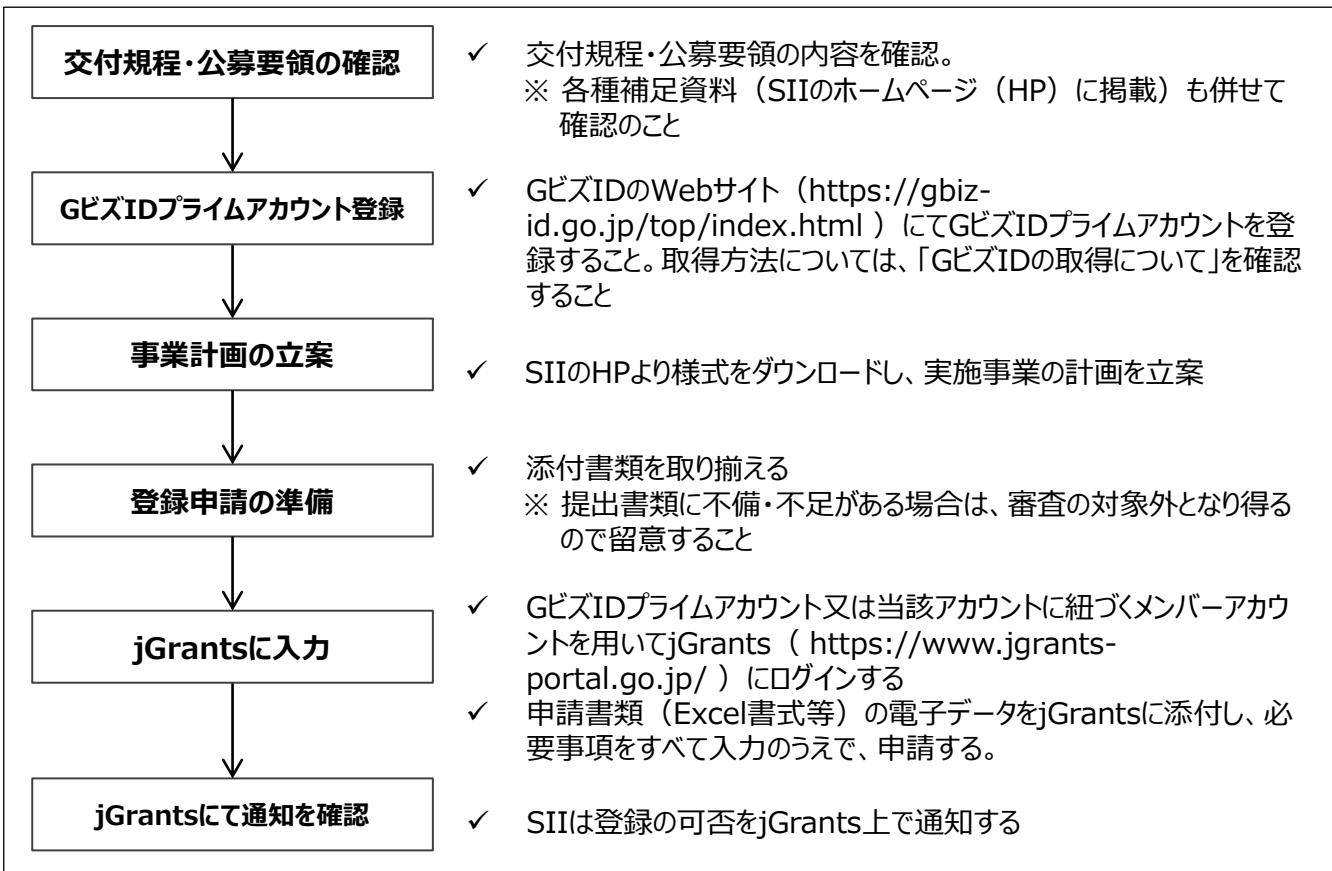
登録申請受付期間：2025年3月27日（木）～2025年10月31日（金）

※登録申請受付～登録公表は1週間～3週間程度

2-7. 申請方法

登録申請はjGrantsに必要事項の入力及び必要書類の添付をして行うこと。

申請の流れは以下の手順を参照すること。



2-8. 添付書類

登録申請時は以下の書類をjGrantsに添付をすること。

指定書式はSIIのHPからダウンロードし、使用すること。（No.1を除く。）

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	DRアグリゲーター登録申請書	jGrants入力のみ
2	指定	暴力団排除に関する誓約事項	
3	自由	決算報告書（直近2年分）	
4	自由	情報セキュリティポリシー等	ISO/IEC 27001に沿った体制・取組みがとられていることがわかる資料（社内規程等） ISMS認証等の国際的に認められた認証を取得されている場合は、取得されていることを確認できる資料でも可
5	指定	DRビジネスモデル	DRの手法、制御方法等について記載すること
6	自由	DR契約書ひな形	需要家と締結するDRに係る契約書等のひな形を添付すること

3 .交付申請

3-1. 申請期間

申請者はjGrantsの入力及び必要書類の添付をし、申請を行う。

«交付申請書類受付期間»

DRアグリゲーター登録完了後～2025年12月5日（金）

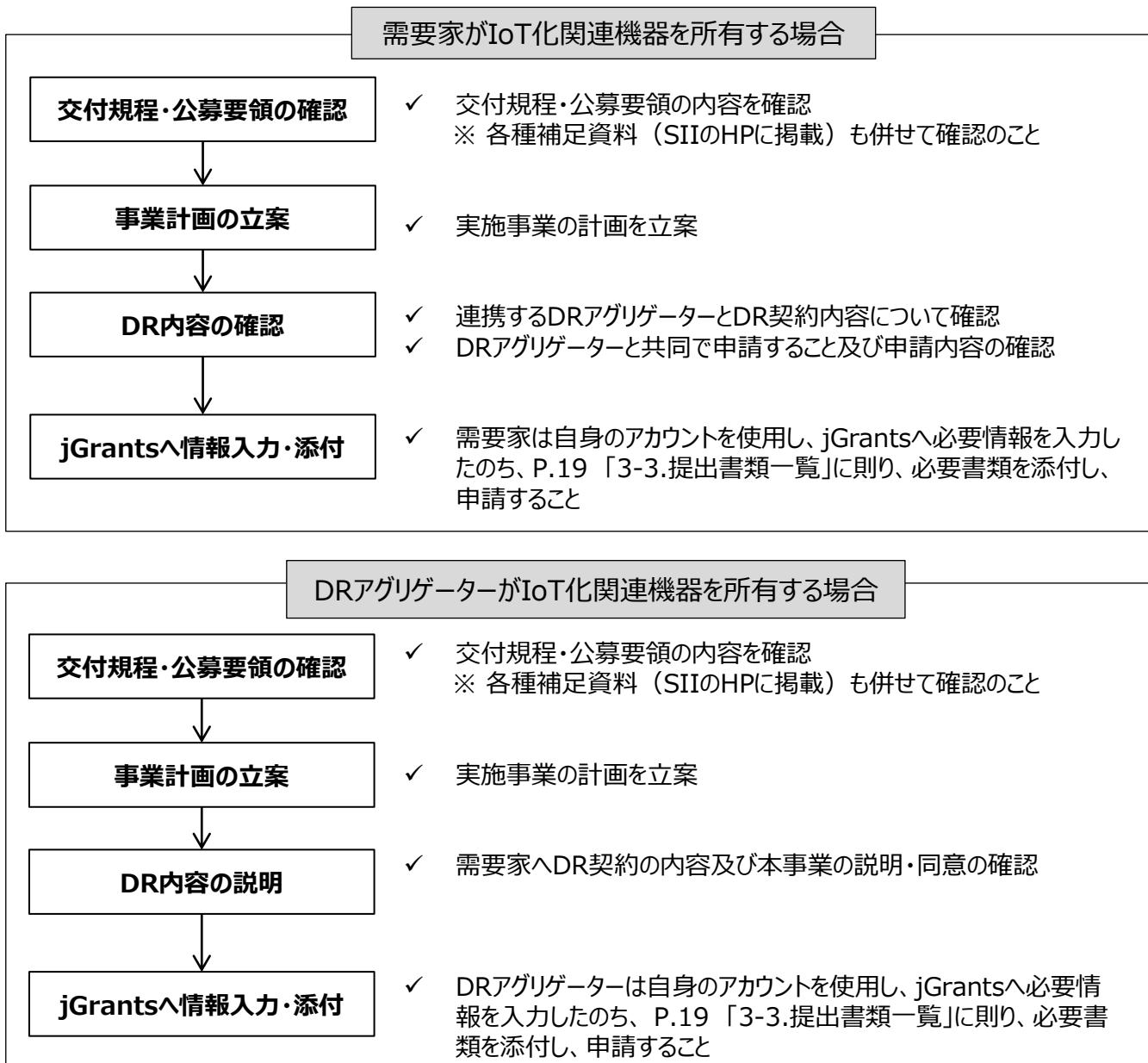
3-2. 申請の流れ

需要家がIoT化関連機器を所有する場合とDRアグリゲーターがIoT化関連機器を所有する場合で申請者が異なるので、注意すること。なお、需要家が申請者となる場合はDRアグリゲーターが共同申請者となる必要がある。

※ 必ず副本を手元に控えておくこと

※ 申請の受付状況についての問い合わせは不可

【申請手順について】



交付決定前に着手可能	交付決定前に着手不可
<ul style="list-style-type: none"> ・見積取得 <p>以下は交付決定後の着手開始も可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家-DRアグリゲーター間の契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家-IoT化機器販売事業者及び工事事業者間のIoT化に係る契約又は受発注 ・補助対象経費に係る工事 ・代金支払い

3-3. 提出書類一覧

交付申請はjGrantsを使用するため、添付に○が付いていないものは、jGrants上で入力をするのみで可とする。下表のNo.1、2以外の指定書式は、SIIのHPからダウンロードし、使用すること。

No.	書式	書類名称	添付	注意事項
1	指定	交付申請書		jGrants入力のみ
2	指定	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		jGrants入力のみ
3	指定	役員名簿	○	法人のみ。共同申請者含め全社分提出すること
4	指定	実施体制図	○	
5	指定	暴力団排除に関する誓約事項	○	
6	自由	見積（依頼）仕様書	○	見積を作成する上での仕様が確認できるもの
7	自由	見積書	○	交付申請時の三者見積提出は必須とはしないが、三者見積を交付申請時に提出可能な場合は三者見積検査の提出書類も全て提出すること ※三者見積の提出についてはP.20参照
8	指定	見積内訳書	○	見積書の内訳書は、原則、指定書式を用いて作成すること 補助対象経費と補助対象外経費が切り分けられていること
9	指定	制御対象リソースリスト	○	
10	指定	IoT化関連機器リスト	○	見積書に記載されているIoT化関連機器は、補助対象内外に関わらず全て記入すること
11	自由	IoT化関連機器の製品カタログ又は仕様書	○	補助対象とする機器のみ、カタログ又は仕様書を提出すること
12	自由	システム構成図	○	
13	自由	配置図	○	

以下は必要に応じて

14	指定	設備設置承諾書	○	補助対象設備の所有者と、建物の所有者が異なる場合のみ。ESCOの場合は不要
15	自由	リース契約書（雛形）	○	リースの場合のみ
16	指定	リース内訳書	○	リースの場合のみ
17	自由	ESCO契約書（雛形）	○	ESCOの場合のみ

3-4. 三者見積について

交付申請時には三者見積の提出を必須としないが、補助事業者が発注を行うまでに、SIIは三者見積の検査を行うこととする。（三者見積検査については、P.23参照）SIIによる三者見積の検査が完了するまで原則発注を行うことは認められない。

三者見積の提出の時期は、交付申請書提出後～発注前であれば任意とする。

※ 三者見積を行う場合、以下の点に留意すること

- 同一の見積条件による三者以上の競争見積（相見積）又は競争入札を行い、選定する補助対象設備及び発注先を決定したのちに提出すること。
- 三者見積はそれぞれ、補助対象・補助対象外の項目が内訳書等で同等の粒度で分かれたものを提出すること。なお、申請者（補助事業者）自身が補助対象・補助対象外の整理を行うことも認める。
- 見積依頼仕様書（見積図面等）を作成し、書面による見積依頼（見積依頼する仕様を明確にすること）を行うこと
- 見積依頼仕様書において、機種指定・発注先指定等は行わないこと
- 三者見積を行うことについて、稟議書や役員会議議事録等をもって内部で承認されたことがわかるようにすること
- 発注先の選定の承認に関して、選定理由書を作成すること
- 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規定に基づいて実施すること

※ 導入する設備の特性等の理由により三者見積・競争入札の実施が出来ない場合、合理的な理由がある場合に限り随意契約を認める場合がある。その場合事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

3-5. 問い合わせ

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
ディマンドレスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業
(DR対応IoT化事業) 窓口担当

TEL : 03-6281-5085

MAIL : dr_iot_shinsa@sii.or.jp

WEB : <https://sii.or.jp/DRIoT06r/>

受付時間は平日10:00～12:00、13:00～17:00

※通話料がかかりますので、ご注意ください。

Gビズ IDに関するお問い合わせ

HP : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

jGrantsのシステム仕様に関するお問い合わせ

HP : <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※補助金の申請内容に関するお問い合わせは上記SIIまでご連絡ください。

4.事業の実施

4-1. 審査及び交付の決定について

SIIは交付申請に記載された事業内容等について、交付要件等の審査を行った後、採択者を決定する。

SIIは、交付規程に従って採択された補助事業者に交付決定通知を行う。なお、通知方法はjGrantsとする。

※ 交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助

事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

4-2. 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報（交付決定日、補助事業者名、交付決定金額等）をSIIのHPで公表する。なお、交付決定等に関する情報は、GビズINFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 公開項目はjGrants>[オープンデータ化](#)を参照

※ 「Gビズ INFO」Webサイト：<https://info.gbiz.go.jp/>

4-3. 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法等について、採択された補助事業者向けの補助事業実施の手引きを公開し、補助事業者へ連絡をする。

4-4. 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知に記載された交付決定日以降に発注・契約を行うこと。なお、原則として三者見積又は競争入札によって、相手先を決定すること。三者見積又は競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

また、補助事業者は発注・契約を行う前にSIIの三者見積検査を受ける必要がある。（詳細はP.23
4-6参照）

補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある）。

4-5. 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある。（SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある。）

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

4-6. 中間検査（三者見積検査）

SIIは、補助事業者が発注を行う前に三者見積検査（発注前）を行う。また、必要に応じて中間検査（11月頃を想定）を行う場合がある。三者見積検査においては、以下の表の書類を提出すること。中間検査に必要な書類においては、別途SIIからの指示に従うこと。

No.	書式	書類名称	提出 要否	注意事項
1	指定	発注前確認提出書類チェックリスト	必須	
2	指定	発注経過表	必須	様式はSIIのHPよりDL可能
3	自由	見積（依頼）仕様書	必須	見積を作成する上での仕様が確認できるもの
4	自由	見積書	必須	同一条件の三者分の見積書。
5	自由	選定理由書	該当時のみ	随意契約や最安値を選定しない場合提出

4-7. 補助事業の完了について

補助事業は、①DRアグリゲーター／需要家間のDR契約締結完了②DRアグリゲーター／リソース間の通信試験の完了③補助対象設備の検収完了④申請者（補助事業者）による補助対象経費の全額支出完了、これら全てをもって事業の完了とする。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに金融機関を通じた支払いを行うこと。原則、クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。また、ATMの振込明細は証憑として認められないので注意をすること。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

4-8. 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は実績報告提出最終期限（2026年1月14日（水））のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後書類の審査（確定検査）及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は補助事業実施の手引きで別途伝えるものとする。また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること。

⇒詳細はP.26「補足② 利益等排除について」を参照のこと

4-9. 補助金の支払いについて

補助事業者はSIIの確定通知を受けた後に精算払請求を行い、その後補助金の支払いを受けることとする。

※登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金の振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意すること。

4-10. 取得財産等の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分期限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

※ 処分期限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。

※ 購入して取得した財産を、リース資産としての計上に切り替える場合も、譲渡に該当し、財産処分に該当する

4-11. 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- ・ 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付
- ・ 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・ SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること
- ・ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

4-1-2. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。
- (4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

補足① リース等の利用について

補助対象設備の所有権者と、その設備の使用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

- リースを利用する場合は、所有権者であるリース事業者等と、補助対象設備の使用者と共同で交付申請を行うこと。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 補助対象となる設備は、処分制限期間（法定耐用年数）の間使用すること。
リース期間は処分制限期間以上であること。
なお、処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前にSIIの承認を受けること。
※ 詳細はP.24【4-10.取得財産等の管理等について】を参照のこと。
- 転リース等、通常のリースと異なる体制で本事業を実施する場合は、必ず申請前にSIIと協議を行い、その体制について許可を得ること。

補足② 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身での調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等※）をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

5.個人情報の取扱いについて

【個人情報の取扱いについて】

(1) 個人情報の取得について

SIIは本事業の実施のため、以下（2）に記載する情報を取得します。これらの取得した情報を、「（3）」に記載する利用目的で利用し、（5）に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。

- SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

(2) 取得する情報

SIIは以下を含む情報を取得します。

- ① 氏名、電話番号、メールアドレス等の補助事業担当者情報
- ② その他、本事業に必要な情報

なお、申請者がSIIに提供する上記の情報に、申請者が自ら取得した他者の個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

(3) 利用目的

SIIは（2）で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ② SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ③ その他、本事業の運営に必要な業務

(4) 第三者への提供について

SIIは（2）で取得した情報を、以下の場合及び（5）へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	・本事業の申請状況 ・その他、再エネ導入拡大に資する調査・研究等	(2) ①②	メール、Webストレージ等	
一般	・交付決定事業者名（法人のみ）、交付決定金額の確認	事業者名(法人のみ)、 交付決定金額 等	SII HPへの掲載	

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「（8）」に示す外部委託先は提供先として扱わない

(6) 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのHP等でDRの実施状況・効果のデータ公開を目的として、(2)で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。

提供時には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

(7) 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

(8) 外部委託

SIIは(2)で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することができます。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

(9) 開示請求等について

SIIは、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

● SII

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

日付	区分	改訂箇所	改訂内容
2025/3/27	新規作成	—	—

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等のご相談・ご連絡 —————

SII DR IoT化事業 窓口担当

TEL : 03-6281-5085

MAIL : dr_iot_shinsa@sii.or.jp

WEB : <https://sii.or.jp/DRIoT06r/>

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。